

思ひます、我國前途の國民は各自の家庭より養育せらるゝこと、思へば、實に其責任は大では御座いませんか。

(六) 小兒と命令禁止

現今世間一般の小兒の教育法の有様はどんなでありませうか、果してよく行きとどいてをりませうや、なかなか以て思ふたよりも悪い弊害があるの御座います、それは外でもない早いお話が、多くの小兒は父親の命令したことや禁止したことに對しては同意するが、之に反して母親の命令禁止には一向同意せぬのみか色々な事をいふて服従しない、何故に小兒が母親の命令禁止に應じないか、之を表面(皮相的)から申さうなら如何にも子として親の云ふ事に服従せぬことは今更申すまでもなく誠にわるいが、一步退いて考へたならどうであ

ろう、これは小兒其者に罪をぬりつけるやうなもので酷ではあるまいかと思ふ裏面(原因)からよく推究していつたなら殊に母たる人其者に大なる罪があるうかと存じます。(未完)

亞米利加の女權

亞米利加は女權が盛んで然かも仲々役に立つ女が澤山居るが今同國で婦人の働き手を尋ねて見ると技術家が四百八十四人辯護士が一千三百人醫者が七千三百九十九人葬儀請負人が三百廿四人も居るそうだ

雑感

在東京 平 岩 繁 治

子供に持たせる手帳につきて。子供に持たせる手帳には様々あつて、其の大小といひ、形といひ、紙質といひ色々ですが其れ等の方面に向つても便利で、丈夫で、然かも安い者を撰ぶ必要がありま

すが、もつと大切な事がありません、それは手帳類の表紙に就てであります。

其の表紙に就て一言いはざるを得ざることは、其の表紙の工合、取り所など者を書きちらしたのが澤山あります、かゝるものは子供に害になればとて益はありませんでありますから、何か取り所のあるものを撰ばねばなりません、そこで取り所のあるものとは何でありませよーか即ち道徳上、或は歴史上とか言ふ風なものを書きあらはした者でなければなりません、たとへば楠公訣別の圖とか、子供が父母祖父母につかへて居る圖とかいふ様なものをかいたもので、然かも子供が見て此の書はなんであるか直にわかるものがよい、そゝすると子供は其の手帳を出して見る毎に其の感念が頭に表れて来て、いつか知らずの間に於

て道徳上歴史上其の他種々なる感念を養成する事が出来ます、それでありますから子供に手帳を買つて與える時等かゝる考がなければなりません又手帳等を他所の子供等に送つてやる場合にも其の考が必要であります、尙手帳の表紙の圖などは男女年齢の差異等に依つてはいくらか撰擇上に注意せなければなりません、又其の子供の性質とか嗜好とかの方からも考へなければなりません、と思ひます。

此の節はかゝる方面に家庭でも、學校等に於いて漸く注意し始めましたが、未だ至つて少いのであります、凡て一般がこゝゆゑ風に一定した物を撰び用ゆることになりますと、製造元でも自然それ等の事に一定することと思ひます、然し今の所では多くが加ゝる考へがありませんで、只品物の賣

れ口の宜しき様にのみ計りて、教育上の事などは何の考へもないのが多いのであります、此れからは製造元でも商人等も教育上の考へを以て或る後は製造元でも商人等も教育上の考へを以て或は製し或は販賣して貰いたいのであります。

英國米國あたりでは手帳雜記帳の如きものに其の國の國旗が書いてあると云う事でありませぬ、此れらは實に有望なことで教育上から見ても、誠に凡ての目的に適い、且つ利益多くして害は少しもないのであります、實に頼母しきもので、余等の尤も賛賞すべき事でありませぬ、ど一か日本でも一般かゝる感念を以て斯かる者を書いてある者を採用せらるゝ事を皆様に望むと共に、又一般の人等にも其の感念の行き渡る様に御互に盡力すべき事であると存じます。

ここに一言附け加へていふべきは、兒童は一般讀

本とか修身書とかは比較的大切に取り扱ひをいたしますが、手帳とか雜記帳とかは讀本や修身書等と比べると餘程粗末に取り扱ひをしますが、これは甚だ困まつた者であります、是れ等も讀本等と同じ取り扱ひをして決して輕重の有るべき筈はないといふ習慣を養成しなければなりません、子供は多く手帳雜記帳の中には色々がきをして、こちらには目鼻の附いた人形、こちらにはでくのぼへへのへのもへーじじなどかきならべておきませぬが、斯かる物を認めたならば何故に書きしか、何故にかゝる者を書いては悪しきかを充分わかる様に訓誡して、斷じて止めさせねばなりません、然かせざる時はいつ迄もらく書をしたたり、粗末に取り扱つかつたりする感念がぬけないのであるから、よく注意せなければなりません。